



nutreco

ニュートレコ行動規範

ビジネスパートナー向け

2023年10月

内容

1. 一般要件	3
1.1 はじめに	3
1.2 法令遵守	4
1.3 人権	4
1.4 労働慣行	5
1.5 環境	6
1.6 製品の安全性	6
1.7 製品の特徴	6
1.8 記録	7
1.9 サプライチェーンの責任	7
2. 農産物サプライヤー向け補足	8
2.1 はじめに	8
2.2 範囲	8
2.3 農産物の持続可能な調達基準	9
2.4 持続可能な農産物生産の基準	9
2.5 乳製品の持続可能な生産のための基準（追加）	10
3. 水産物サプライヤー向け補足	11
3.1 はじめに	11
3.2 適応範囲	11
3.3 持続可能な製品調達の基準	12
3.4 食用の水産加工由来の副産物の基準	12
3.5 養殖由来の副産物の基準	12
3.6 ホールフィッシュを原料とする製品の基準	13
行動規範の了承	14

1. 一般要件

1.1 はじめに

増大する世界の人口に対し、責任ある持続可能な方法で食糧を供給することは、ニュートレコの目的の中核をなすものです。ニュートレコの従業員と業務は、従業員向け行動規範とそれを支えるポリシーとプロセスに準拠しています。

私たちのパーパスはビジネスパートナーの協力があってこそ達成できると認識しています。したがって、本行動規範は、サステナビリティ、コンプライアンス、インテグリティの問題に関する私たちの期待の指針となります。ビジネスパートナーに重大な変更があり、それが行動規範の遵守に何らかの影響を及ぼす、あるいは及ぼす可能性がある場合、直ちにその旨をニュートレコに通知しなければなりません。

ビジネスパートナー¹が本行動規範を遵守しない場合、ニュートレコは取引関係の解消を含む是正措置を講じることがあります。

ニュートレコは、本行動規範に関する対話を歓迎します。そして、ビジネスパートナーに不適合が見られた場合は、積極的に対処し、是正することを期待します。ビジネスパートナーは、合理的な通知を行った上で営業時間内に、本行動規範に定める要求事項の遵守状況を監査する権利をニュートレコに与えるものとし、監査の際に、ニュートレコ（および当社のアドバイザー）が必要な情報を得られるよう、あらゆる合理的な支援を提供することに同意します。

"私たちのパーパスは、ビジネスパートナーの協力があってこそ達成できます。"

¹本書における「ビジネスパートナー」とは、ニュートレコと取引を行う企業、組織、製造業者、または個人を指します。

1.2 法令遵守

- ビジネスパートナーは、その事業活動に適用されるすべての法令を遵守するものとします。
- ビジネスパートナーは、適用される貿易制裁および規制を遵守するものとします。ニュートレコは、個人、団体、政府または国からの材料またはサービスの受け入れが適用される制裁措置に違反する場合、そういった受け入れを行いません。
- ニュートレコは汚職に対してゼロ・トレランスのアプローチをとっています。ビジネスパートナーは、キックバックや便宜供与を含むいかなる形態の贈収賄にも関与してはなりません。ビジネスパートナーは、[従業員向け行動規範](#)に定める、従業員および代理人が関係する贈答および接待に関するニュートレコの基準を尊重するものとします。
- ニュートレコは公正な競争を促進し、支援します。ビジネスパートナーは、公正な競争を行い、事業を行っている国の独占禁止法および競争法を遵守しなければなりません。ビジネスパートナーは、価格維持、市場割り当て、優越的地位の濫用など、違法となる合意や行為を行ってはなりません。
- ビジネスパートナーには、ニュートレコとの取引を開始する前、および／または取引中に、利益相反が生じる可能性がある場合には、直ちに申告していただくようお願いします。
- また、ビジネスパートナーは、ニュートレコとともに、またはニュートレコのための取引に影響を与えるために、政党または候補者に金銭その他の支援を提供してはなりません。
- ビジネスパートナーは、個人データの収集、処理、保存、送信、削除に関して適用されるプライバシーおよび情報セキュリティに関する法令を遵守するものとします。ビジネスパートナーは、プライバシーに関するすべての利害関係者のプライバシーを合理的に守り、適切なレベルのデータセキュリティを確保するものとします。

1.3 人権

- ビジネスパートナーは、関係する国の賃金および労働時間に関する法令を尊重するものとします。
- ビジネスパートナーは、児童労働²に関与してはなりません。

² 私たちはILO 最低年齢条約（第 138 号）を守ります。同条約は、就労可能な一般的最低年齢を 15 歳（軽作業については 13 歳）、危険作業の最低年齢を 18 歳（特定の厳しい条件下では 16 歳）と定めています。同条約は、経済および教育施設が十分に発達していない場合、当初は一般的な最低年齢を 14 歳（軽作業については 12 歳）に設定できる旨定めています。

- ビジネスパートナーは、職場における機会均等を支援し、差別と闘います。
- ビジネスパートナーは、囚人労働、年季奉公、または保釈労働³を利用したり、規律維持の一環として体罰やその他の精神的・肉体的強制を用いてはなりません。
- ビジネスパートナーは、労働者の自由な団結と、法律で認められている場合は労働組合や団体交渉に参加する従業員の権利を尊重し、支援するものとします。
- ビジネスパートナーは、該当する場合、会社の事業がもたらす重大な社会的影響を管理するために、事業を行っている地域社会の先住民や部族民と責任を持って関わるものとします。

1.4 労働慣行

- ビジネスパートナーは、すべての作業エリア、休憩エリア、食事エリア、該当する場合は宿泊エリアにおいて、安全で健康的で清潔な環境を提供するものとします。さらに、ビジネスパートナーは、従業員の健康と安全を保証する一連の手順を確立し、それに従わなければなりません。
- ビジネスパートナーは、現地の法律で義務付けられている範囲内で、すべての従業員がいつでも自由に見ることができる「安全衛生方針」を定めます。
- ビジネスパートナーは、事故とリスクを最小限に抑えるよう継続的に努力するものとします。
- ビジネスパートナーは、ハラスメントや個人の尊厳を損なう行為のない職場環境を提供するものとします。
- ビジネスパートナーは、すべての従業員が必ず雇用開始前に、雇用条件について母国語で書かれた契約書を受け取り、理解し、同意を得るようにします。
- ビジネスパートナーは、ニュートレコの業務に関するいかなる懸念も、秘密保持のために匿名で利用できる[スピークアップサービス](#)を利用して、遠慮なく申し出るものとします。

³ ILO 強制労働条約（第 29 号）によれば、強制労働とは、罰を加えると脅されて行う労働または役務であって、当該者が自発的に申し出たものでないものをいいます。一般的には 3 つの形態があります：

- 囚人労働：国または軍に収監されている者が、刑の執行要件として行う労働で、通常は無報酬。
- 年季奉公：通常、旅費や生活費を支払う見返りに、一定期間、契約によって雇用主に拘束された個人によって行われる労働。
- 奴隷労働：雇用主が労働者に高利の貸付を行い、その借金を返済するために個人または家族全体を低賃金で労働させる違法な慣行。

- ビジネスパートナーは、責任を持って苦情を処理するための制度を設け、従業員にその制度を浸透させるものとします。通報の選択肢を、労働者に明確に伝え、誠意をもって懸念を表明した者に対して報復が行われないようにしなければなりません。

1.5 環境

- ビジネスパートナーは、関連するすべての環境法令を尊重するものとします。
- ビジネスパートナーは、資源の効率的かつ持続可能な利用を確保し、生物多様性、気候変動、水不足への悪影響を最小限に抑えるよう努めるものとします。
- ビジネスパートナーは、責任を持って廃棄物を管理し、可能な限り廃棄物を削減、再利用、またはリサイクルするための措置を実施するものとします。
- ビジネスパートナーは、適用される法律および許可に従って排水（地表水域に直接流入する産業排水口からの廃水）を管理し、排水が地表水や地下水を汚染しないようにするものとします。
- ビジネスパートナーは、エネルギー効率を改善し、再生可能エネルギー源の割合を増加させるよう努めるものとします。これには、責任ある慣行を特定し、意味のある期限内に悪い慣行から脱却し、責任ある慣行を増やすための対策を取ることが含まれます。
- ビジネスパートナーは、事業を行う地域社会と責任を持って関わり、会社の事業から生じる地域社会への影響を管理し、影響管理のための手順を実施するものとします。

1.6 製品の安全性

ニュートレコに納入されるすべての製品およびサービスは、その使用目的に対して安全でなければなりません。ビジネスパートナーは、使用される危険物質について必要な安全データを保有し、必要に応じてニュートレコに引き渡すものとします。

1.7 製品の特徴

該当する場合、ビジネスパートナーは、ニュートレコに納品される各製品に含まれる遺伝子組換え作物（GMO）または GMO から作られた原料の存在、および抗生物質やその他の医薬品添加物の活性化化合物を開示しなければなりません。

1.8 記録

ビジネスパートナーは、ニュートレコとの取引活動について、正確、完全かつ最新の記録を保持するものとします。これらの記録は、適用される法律に従って保管するものとします。

1.9 サプライチェーンの責任

ビジネスパートナーは、本行動規範に詳述されている要求事項を自社のサプライチェーン全体に伝達するものとします。

2. 農産物サプライヤー向け補足

2.1 はじめに

私たちは、すべての農産物は責任ある方法で生産されるべきだと考えています。私たちは、森林破壊などの未解決の問題に現実的かつ効果的な方法で取り組むため、公認の組織やプラットフォームと協力しています。

そのため私たちは、「ビジネスパートナー向け行動規範」に定める一般原則に加え、農作物および乳製品の持続可能な生産・調達に関する最低基準を追加的に設けています。これらの基準は、一般原則に追加されるものであり、一般原則に代わるものではないことにご留意ください。

関わりのある具体的な課題の規模はさまざまですが、これらの追加基準は、農作物や家畜の生産システムの持続可能性に影響する主要な問題に対処するものです。本補足は、サステナブルな農業実践に関する包括的な指針を意図したものではありません。より詳細なサステナビリティの基準が必要となり、ニュートレコとサプライヤーとの間で合意されるかもしれず、そうすると別の契約に含まれることとなります。

2.2 範囲

この「ビジネスパートナー向け行動規範」の補足は、ニュートレコに供給されるすべての農産物に適用されます。これには、伝統的な方法で育てた作物、有機栽培および遺伝子組換え（GM）による作物、それらに由来する製品、ならびに乳製品が含まれます。

ニュートレコは、農産物サプライヤーに対して、本補足に記載された基準を確実に満たすことを期待します。基準の中には、農産物サプライヤーが自らのサプライヤーにフォローアップし、確認することでしか満たせないものがあります。例えば、植物性作物（大豆、菜種、小麦など）を生産する農業者や（乳製品の）畜産農家などがこれに該当します。

2.3 農産物の持続可能な調達基準

- **トレーサビリティ**：サプライヤーは、ニュートレコに供給される製品を原産地まで遡って追跡できるトレーサビリティシステムを導入するものとします。農作物の場合、理想的には農作物が栽培された農場まで遡ればよいが、最低限原産国まで遡ること。
- **認証**：ニュートレコは、サプライヤーが、本補足に規定された基準に準拠していることを証明する、公認の第三者による認証またはその他の独立した検証手段を取得することを推奨します。

2.4 持続可能な農産物生産の基準

- **農薬⁴ および有機肥料**：農薬の必要性を減らし、環境汚染を最小限に抑え、人間の健康と福祉、生態系サービスへの悪影響を避けるために、農薬および有機肥料の保管、使用、施用に関し、認知された最善の方法を採用するものとします。
- **土壌**：土壌構造、肥沃度、浸食を考慮し、土壌を維持・改善するために、認知された最善の方法農業を採用するものとします。
- **水**：農業経営は、水を最も効率的な方法で使用し、その水質を評価、保護するようにしなければなりません。
- **森林伐採と土地利用の変更**：サプライヤーは、森林伐採と土地利用の変更が責任ある方法で行われるよう、国内の法律、業界の公約および指針に従って行動するものとします。違法な森林伐採や土地利用変更のリスクが高い地域においては、ニュートレコは、作物が違法な森林伐採を行った地域を原産地としていないことを保証するよう要求します⁵。ニュートレコは、利害関係者と協力しつつ、森林伐採を伴わない農業バリューチェーンを目指し、地区ごとに森林伐採基準日（cut-off date）を定めます。⁶
- **農地の拡大**：自然生息地を新たな農地へ転換することは、荒廃地に指定された地域においては奨励されるべきです。2008年以降に新たに農地として変換された貴重な自然生息地を原産地とする作物は認められません。

⁴農薬には作物保護剤、その他の殺虫剤、合成（無機／鉱物）肥料が含まれ、有機肥料には肥料、堆肥などが含まれます。

⁵FEFAC 大豆調達ガイドラインを満たす認証制度は、違法な森林伐採が行われていない地域の大豆であることを証明する書類として認められます。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

⁶アカウンタビリティ・フレームワーク・イニシアティブ（AFI）が策定した原則に従って定義された、森林伐採、土地利用変更、および地区別の森林伐採基準日（cut-off date）期日。

- **生物多様性の保護**：サプライヤーは、自身の事業活動が生物多様性および生態系サービスに及ぼす潜在的な悪影響についての認識を実証し、これを回避、最小化、是正、または最後の手段として、補償するための手段を講じるものとします。

2.5 乳製品の持続可能な生産のための基準（追加）

- **動物福祉**：動物は丁寧に尊敬をもって扱われるものとします。家畜の生活環境は、自然光、新鮮な空気、新鮮な水、健康的な食事を得られるようにする必要があります。動物は極端な温度から守られ、他の動物との社会的接触を含め、自然な行動をとるための十分なスペースと機会を与えられるべきです。取り扱い、輸送、屠殺の際の動物のストレスは最小限に抑えるものとします。
- **抗生物質の責任ある使用**：農場の衛生管理における最善の方法を採用し、抗生物質の使用を回避、削減し、必要な場合には慎重かつ適切な使用が行われるよう保証するものとします。ニュートレコは自社事業において、抗生物質の予防的な使用と成長促進のための使用の廃止を目指します。ニュートレコは自社事業において、抗生物質の投与が獣医師による直接の承認された医学的管理のもとでのみ実施できるようにします。2025年までに、ニュートレコは自社事業において、世界保健機関（WHO）の「ヒトの健康にとって極めて重要な（Critically Important for Human Health）」抗菌剤リストに記載されているいかなる抗菌剤も使用しないようにすることを目指します。
- **栄養効率**：サプライヤーは家畜に、予想される生産量に見合ったバランスの取れた飼料を提供するものとします。牛一頭あたりの乳生産量を最適化し、牛の寿命を延ばし、その結果、炭素（メタンを含む）、窒素、リン、その他の養分の損失を最小限に抑えるような対策を実施すべきです。

3. 水産物サプライヤー向け補足

3.1 はじめに

海は多くの海洋動植物種にとって豊かな生息地であるため、慎重な保護が必要です。そのために重要なことは、人間が直接または間接的に消費するために漁獲される魚類資源が、明確に定義された持続可能な範囲内で、責任を持って漁獲されるようにすることです。

魚粉や魚油生産のために天然魚資源を乱獲することは、海洋生態系に悪影響を及ぼします。そのため、私たちは「ビジネスパートナー向け行動規範」に定める一般原則に加え、持続可能な水産物の調達と、これらの水産物の原産地における漁業の責任ある管理に関する追加的な最低基準を定めています。これらの基準は、一般原則に追加されるものであり、これに代わるものではないことにご留意ください。

本補足は、持続可能な漁業管理に関する包括的な指針を意図したものではありません。より詳細な持続可能性の基準は、ニュートレコの「[Marine Ingredients Responsible Sourcing Policy](#)」に記載されています。

3.2 適応範囲

この「ビジネスパートナー向け行動規範」の補足は、ニュートレコ製品に使用されるすべての水産原料に適用されます。これには、水産原料の一次生産のために漁獲された魚や甲殻類から加工された魚粉や魚油、水産加工副産物、養殖副産物が含まれます。

ニュートレコは、工業用魚介類、天然魚または養殖魚の加工から生じる副産物や切り落としを加工するサプライヤーが、本補足に記載されている基準を確実に満たすことを期待します。基準の中には、水産原料のサプライヤーが自らのサプライヤーにフォローアップし、確認することによってしか満たすことができないものもあります。例えば、漁船、水産加工業者、養殖場などです。

3.3 持続可能な製品調達の基準

- **IUU 漁業**：水産原料は、違法・無報告・無規制（IUU）漁業によるものであってはなりません。
- **トレーサビリティ**：サプライヤーは、ニュートレコに販売される製品に使用される原料を、原産地の漁業/水産業、または養殖種と原産国まで遡って追跡できるトレーサビリティシステムを導入するものとします。
- **認証**：ニュートレコは、FAO の「責任ある漁業のための行動規範」の漁業管理原則に賛同し、推進しています。ニュートレコは、サプライヤーが同規範に規定された原則の遵守に向けて努力することを期待します。また、スクレッティングは MarinTrust プログラムを支持しており、加工業者と漁業がマリントラストプログラムに参加している場合、水産原料に関する基準が満たされたとみなしています。海洋管理協議会の認証を受けた漁業は、MarinTrust プログラムの要件を満たします。また、ニュートレコも、MarinTrust 改善プログラムに参加しているサプライヤーと漁業も受け入れています。

3.4 食用の水産加工由来の副産物の基準

絶滅危惧種：サプライヤーは、国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストで近絶滅種（Critically Endangered）もしくは絶滅危惧種（Endangered）に分類されている種またはその副産物を加工してはなりません。危急種（Vulnerable）に指定されている種は、責任を持って管理されていると評価・判断された個別の亜個体群の漁業による場合を除き、副産物として使用することはできません。

3.5 養殖由来の副産物の基準

- **抗生物質の責任ある使用**：農場の衛生管理におけるベストプラクティスを採用し、抗生物質の使用を回避、削減し、必要な場合には慎重かつ適切な使用が行われるよう保証するものとします。抗生物質の使用は、動物衛生専門家によって監督されるものとします。人の医療上重要な抗生物質、特に世界保健機関（WHO）により医療上極めて重要とされている抗生物質は、動物の成長促進を主目的として使用してはなりません。
- **斃死**：原料は自然死した動物に由来するものであってはなりません。

3.6 ホールフィッシュを原料とする製品の基準⁷

- **漁業管理の枠組と手順**：漁業管理活動は、漁場および生態系の長期保全を基本とするものとします。管理は、資源全体の分布範囲の全域に及ぶものとし、漁業の廃業と種の生態をすべて考慮するものとします。
- **資源評価の手順と管理上の助言**：地理的分布、対象種の資源評価、該当する場合には非対象種への影響など、漁場および生態系の長期保全に関連する漁業の特性について、科学的情報が入手できるようになっている必要があります。
- **予防原則**：漁業管理の枠組は、対象となる漁業資源および関連する非対象種の保全につき、また、より広い生態系の保全のために、予防的アプローチを適用するものとします。
- **管理措置**：許可される漁獲量は、科学的助言と、利用可能な場合には、公認機関の勧告に従って設定するものとします。
- **漁業原料の報告と記録**：漁業原料は、本行動規範に定められた責任ある漁業管理の基準に適合していると評価された魚種および漁業／漁場まで追跡可能でなければなりません。
- **漁場改善プログラム**：多くの重要な漁場は今のところ、FAO の「責任ある漁業のための行動規範」の主要な要求事項を遵守できるほどの管理がなされていません。したがって、ニュートレコは、そのような漁場から原料を調達しているサプライヤーが、関係者（魚粉加工業者、漁業者、貿易業者、代理店、当局、NGO など）と協力して、これらの漁場が管理慣行を改善して FAO の「責任ある漁業のための行動規範」の漁業管理要件を遵守できるよう、支援を行うことを奨励します。

⁷ 「ホールフィッシュ」という用語は、漁業の主な目的が魚粉と魚油の生産であり、漁獲物が海産原料加工装置に直接搬入される漁業を表すのに使用されます。

行動規範の了承

署名者は、それぞれのビジネスパートナーが、以下の各号に該当することを宣言します：

- オープンで透明性があり、本行動規範の要件を満たす上での潜在的な課題について自由に対話ができること。
- 内部監査、苦情処理制度、または外部監査のいずれかを通じて本行動規範の不遵守が明らかになった場合、適切な是正措置が取られることを確認していること。
- ニュートレコがビジネスパートナーを選定する際に、コンプライアンスと、必要に応じて是正措置を実施する意思とを考慮することを認識していること。さらに、ニュートレコのビジネスパートナー向け行動規範を遵守していない場合、または是正措置に協力する意思がない場合、取引が終了される場合があることも認識していること。
- ニュートレコの内部告発窓口である スピークアップ を熟知していること。スピークアップ とは、内部告発が秘密厳守で扱われる苦情処理制度であり、その存在を私たちが関係者に伝えていきます。
- 本行動規範に記載された期待事項および要求事項を、そのビジネスパートナー自身のサプライヤーや取引関係者にも伝達することに同意することを宣言します。

以下の正式な署名は、当社を代表して行動する権限を有する代表者によるものです。

ビジネスパートナー名： _____

住所： _____

日付： _____

氏名： _____

署名： _____